

## 佐渡税務署長講演および税務研修会開催

30年度も税務研修会を本会7回、青年部会3回、女性部会10回開催しています。女性部会では、毎年10月に税務署長講演が開催され、7月に着任した佐渡出身の眞木治税務署長により「私のなかの歴史～税と歩んで～」をテーマに経験談を語って頂きました。また、税務研修会では、「税務調査で把握される誤りやすい事例」や「確定申告の基礎知識」などをテーマに景山法人統括官や阿部個人統括官が講師となり、非常に分かりやすく解説して頂きました。研修会後には、個別の質問にも対応して頂けるので、ぜひお気軽にご参加をお願いします。



H30.10.10 眞木税務署長講演



H30.10.23 税務研修会  
税務調査で把握される誤りやすい事例



H31.1.9 税務研修会  
確定申告の基礎知識

## 【青年・女性部会】佐渡税務署幹部との懇談会実施

各部会では、税を考える週間（11/11～17）の恒例行事として、税務署幹部との懇談会を毎年開催しています。佐渡税務署からは、眞木税務署長、川島総務課長、宇佐美統括官、阿部統括官、景山統括官が出席し、青年部会は11月14日、女性部会は11月7日に佐渡税務署を会場に行いました。各々の自己紹介の後、食事をとりながら自由な意見交換を行い、有意義な時間を過ごしました。

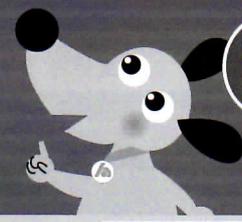


**租税教室と税に関する絵はがきコンクール同時開催中**  
～将来を担う子供たちに「税の大切さ!」「税の使い道!」を教える～

「e-Tax」なら国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続きがインターネットで行えます。

国税電子申告・納税システム

# e-Tax



電子申告で  
効率UP!

**納税にはダイレクト納付が便利です!**

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。※届出書の提出から利用可能となるまで、1か月程度かかります。

e-Taxを利用して所得税及び復興特別所得税の申告をするとこんなメリットが!

添付書類の  
提出省略

還付が  
スピーディー



法人会は会社経営の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。

ご利用に際し条件、注意事項があります。詳しくはホームページでご確認ください。

イータックス

検索

# いつでもどこでもスマホで申告

国税庁ホームページの『確定申告書等作成コーナー』では、スマートフォンでも所得税の確定申告書が作成できます。さらに、平成31年1月からは...

## スマホで見やすい専用画面

給与所得者(年末調整済み)で、医療費控除又はふるさと納税などの寄附金控除を適用して申告する方は、**スマホ専用画面**をご利用いただけます!

## ID・パスワード方式で申告完結

- ID・パスワード方式を利用してe-Taxで送信すれば申告完了!
- e-Taxで送信すれば、源泉徴収票などの添付書類は提出不要!
- 申告書の控えはPDF形式でスマホに保存!



確定申告書等  
作成コーナーへ!

※ ID・パスワード方式をご利用できない方は、ご自宅のプリンタやコンビニ等のプリントサービス(有料)を利用の上、申告書を印刷し、税務署に郵送等で提出できます。  
※ タブレット端末からもご利用いただけます。

# お問合せ先のご案内



## 事前準備、送信方法、エラー解消など 作成コーナーの使い方に関するお問合せ

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク **☎ 0570-01-5901** (全国一律市内通話料金)

受付時間: 月曜日～金曜日 9:00～17:00 (祝日等及び12月29日～1月3日を除く。)  
受付時間は、時期により延長する場合がありますので、最新の情報をe-Taxホームページでご確認ください。  
上記の電話番号がご利用できない場合などは、**03-5638-5171**をご利用ください(通常通話料金となります。)

## マイナンバーカードをご利用になる場合の ICカードリーダライタの設定などに関するお問合せ

マイナンバー総合フリーダイヤル **☎ 0120-95-0178** (通話料金無料)

受付時間: 平日 9:30～20:00 / 土日祝日 9:30～17:30 (12月29日～1月3日を除く。)  
受付時間は、変更される場合がありますので、内閣府のホームページでご確認ください。  
上記の電話番号がご利用できない場合などは、**050-3818-1250**をご利用ください(通常通話料金となります。)

## 申告書の作成などに当たってご不明な点に関するお問合せ

☎ 最寄りの税務署へ  
(電話番号は国税庁ホームページでご確認ください。)

お電話いただけますと、自動音声によりご案内しておりますので、相談内容に応じて該当の番号を選択してください。

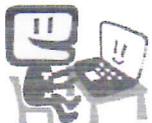
## 申告書の提出の都度、 マイナンバーの記載と本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。



※ e-Taxを利用すれば、本人確認書類の提示又は写しの添付は不要となります。

本人確認書類とは、例1:マイナンバーカード、例2:通知カード及び運転免許証 など

# インターネットで 確定申告ができます！



STEP

## 1 「確定申告書等作成コーナー」へアクセス

作成コーナー



- ◎ 税務署に行く手間がかかりません！
- ◎ 確定申告期間中は24時間いつでも利用できます！
- ◎ ご不明な点は電話で問合せできます！  
(裏面をご覧ください)

利用率  
2人に1人が利用

利用者の感想  
94%の方が役立つ

と回答

STEP

## 2 申告書を作成

画面の案内に従って金額などを入力するだけで申告書が作成できます！

STEP

## 3 申告書を提出 申告書の提出はe-Tax（データ送信）または郵送等で！

### e-Taxで送信して提出



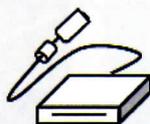
マイナンバーカードやICカードリーダライタをお持ちでない方

#### マイナンバーカードを使って送信

(マイナンバーカード方式)

用意するものは、次の2つ

- ① マイナンバーカード      ② ICカードリーダライタ



#### IDとパスワードで送信

(ID・パスワード方式) (注)

IDとパスワードは…

平成30年1月以降に税務署等で職員と対面による本人確認を行った後に発行されるものです。



発行を希望される方は、運転免許証などの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署にお越しください。

(注) ・ID・パスワード方式は暫定的な対応です。

・メッセージボックスの閲覧には、マイナンバーカード等が必要です。

### 印刷して郵送等で税務署へ提出

プリンタをお持ちでなくても、コンビニ等のプリントサービス（有料）を利用すれば、印刷できます。



サービス  
開始

法人会会員企業にお勤めの皆さまへ

Aflac

本サービスは、アフラックの提携先  
(株式会社メディカルノート)が  
提供します。

# ネット医療相談サービスのご案内

## 病気や身体のことを気軽に 相談できる専門医はいますか？

例えばこのようなとき…



痛みが  
長続きしている



健康診断の結果を  
見てもよくわからない



病院選びの  
基準がわからない



家族の体調が心配

## プロの医療チームがあなたをサポートします！

法人会会員企業にお勤めの役員・従業員であれば、  
おひとり様 **月1件のご相談まで無料で**  
利用いただけます。

- 納得いくまで何回でも追加質問できます。\*
- 24時間いつでも相談可能です。  
(回答には3~24時間程度かかります)

※月1回とは、新しい相談1回を指します。同じご相談における追加質問については回数制限はありませんのでご納得いただけるまでご相談いただけます。月1件を超える新しい相談事項の追加については、通常料金432円(月額・税込)になりますので、翌月無料分のご利用がお勧めです。

【お問い合わせ】株式会社メディカルノート support@medicalnote-qa.jp



ご利用はこちら

Medical Note

本サービスは、アフラックの提携先である株式会社メディカルノートが提供するものです。  
お問い合わせは直接当社にお願いいたします。